



聴覚障害者へのソーシャルワークにおける専門性研究 - ろう文化視点に基づく支援をめざして - [論文要旨及び審査の要旨]

著者	原 順子
発行年	2014-03-31
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第516号
URL	http://hdl.handle.net/10112/8660

[15]

氏名	原 順 子
博士の専攻分野の名称	博士(社会学)
学位記番号	社博第40号
学位授与の日付	平成26年3月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	聴覚障害者へのソーシャルワークにおける専門性研究 ーろう文化視点に基づく支援をめざしてー
論文審査委員	主査教授 松原 一郎 副査教授 間淵 領 吾 副査教授 松岡 克 尚 (関西学院大学人間福祉学部)

論文内容の要旨

筆者が研究対象とするのは、聴覚障害者を対象に相談援助をおこなう「聴覚障害ソーシャルワーカー」である。聴覚障害者への相談援助者は他の障害種別と比べると、1963年という早い時期に北海道旭川市に相談員が配置されている。現在では、相談員の大半は、専門的な教育や訓練を受けた相談員ではなく、クライアントである聴覚障害者と直接に手話でコミュニケーションができる人が、たとえば「ろうあ者相談員」という名称で設置されている。手話ができれば聴覚障害者の生活上の諸問題に関する相談が可能と見なされ、手話通訳者が相談業務を担っている地域が多い。全国には約230人のろうあ者相談員がおり、その中で、社会福祉士・精神保健福祉士国家資格の有資格者は、わずか1割にも満たない状況である。

当事者団体は手話でのコミュニケーションが可能なることを第一に考えており、行政側は相談援助の専門職が手話通訳者を介して相談援助を行うことで事足りると考えている。

このような状況の中、クライアントに応じたさまざまなコミュニケーションが可能なる、且つ、相談援助の専門職であるソーシャルワーカーが現場から求められるようになり、2006年7月に「日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会」が創設された。この専門職団体は、「相談援助に関する専門性を持ち、聴覚障害について熟知し、さまざまなコミュニケーション手段に対応できるソーシャルワーカーが求められる」として設立されたのである。

本研究では、この聴覚障害ソーシャルワーカーの専門性とは何なのかを、科学的根拠にもとづく調査研究により、その独自性を明確にしようとしたものである。

日本において聴覚障害者の行政上の範囲は、身体障害者手帳を持っている人となり、その数は約36万人であり、総人口の0.28%（2008年）に該当する。しかしながら、手帳を有さない人も含め、その人たちの特性は多様性に富んでいる。

聴覚障害者の多様性理解に必要な項目としては、次の6点が指摘される。

- ① 聞こえの程度 重度、中程度、軽度
- ② 失聴時期 言語獲得期以前の失聴（先天性）、就学期の失聴、成人期の失聴

- ③ 主なコミュニケーション手段 手話、筆談、口話、その他
- ④ 受けた教育 聾学校（現、特別支援学校）、地域の学校、聾学校と地域の学校の両方、未就学
- ⑤ 家族の様相 デフファミリー、聴者の家族、どちらともいえない
- ⑥ アイデンティティ 聴者社会にアイデンティティをもつ、ろう社会にアイデンティティを持つ、どちらともいえない

本論文での用語の使い方であるが、聴覚障害者を対象とする相談援助活動を、本研究では「聴覚障害ソーシャルワーク」と表記する。本来は医学的に耳が聞こえない状態を表す英語表記の *deafness* を使用し、「*deafness* ソーシャルワーク」と表記したいところであるが、英語表記を使用することは一般化に歯止めをかけることも懸念されるので、「聴覚障害ソーシャルワーク」としている。

第1章 研究課題と構成

本研究では、聴覚障害者の生活上の諸問題に関わる相談援助（以下、聴覚障害ソーシャルワーク）における専門性に着目し、クライアントである聴覚障害者と、彼らを対象に相談援助をおこなうソーシャルワーカー（以下、聴覚障害ソーシャルワーカー）を研究対象とする。

研究の目的は、以下の3点を論考・検証し、聴覚障害者の特性を踏まえた聴覚障害ソーシャルワークの専門性を実証的に分析することである。

- (1) ソーシャルワーク実践の枠組みが存在すること
- (2) 聴覚障害ソーシャルワーカーには、本来、ソーシャルワーカーとして必須であるジェネラルな技能の他に、聴覚障害に関する独自のスペシフィックな技能が必要不可欠であること
- (3) 聴覚障害ソーシャルワークには、多数派である聴者の聴文化に対して、少数派である聴覚障害者の<ろう文化>に関する視点が不可欠であり、それを基盤とする援助として「文化モデルアプローチ」が構築されうること

研究の目的（1）については、調査分析①として、聴覚障害ソーシャルワーカーを対象にインタビュー調査を実施し、収集したデータを修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析し、聴覚障害ソーシャルワークの理論的枠組みを生成する。

研究の目的（2）については、聴覚障害ソーシャルワーカーのスペシフィックな技能を検証するために、調査分析②として、調査分析①と同じく聴覚障害ソーシャルワーカーを対象にインタビュー調査を実施し、ソーシャルワーカーとして必要な資質や知識・技術等のコンピテンスを、KJ法により生成する。そして、生成されたコンピテンスについて、クライアントの文化的背景に着目することでは共通点のある異文化間ソーシャルワークや、聴覚障害ソーシャルワークに関する先行研究との比較をおこない、聴覚障害ソーシャルワーカーの独自の専門性を抽出する。

研究の目的（3）については、聴覚障害ソーシャルワーカーの就労支援に関する報告書を文献調査し、本研究の調査結果から見えてきた<ろう文化>視点に基づく援助アプローチとして、「文化モデルアプローチ」の可能性について検討を加える。

第2章 クライアントとしての聴覚障害者

本章では、聴覚障害ソーシャルワークのクライアントとしての聴覚障害者について、先行研究レビューも含めてその実態やろう文化について概説する。

多様な実態にある聴覚障害者を対象とした相談援助には、多様なニーズと相談内容が存在することになる。一人のソーシャルワーカーが、児童福祉、高齢者福祉、生活保護関連といった限定的な一分野だけの福祉ニーズを対象とするだけでなく、広い分野・領域に関する専門的知識や社会資源にも精通していなければならない。その意味では、聴覚障害ソーシャルワーカーはスペシフィックなソーシャルワーカーではあるが、その業務内容はジェネラルなソーシャルワーカーといえる。

多様な実態がある聴覚障害者だが、統計的には少数派である。先に述べたように、身体障害者手帳を取得している聴覚障害者は、厚生労働省の「身体障害児・者実態調査」（2006年）によると約36万人であり、他種別の障害も含めた身体障害者手帳所持者のうちの約1割である。聴覚障害者は、学校や就労の場など、すべての社会の中でマジョリティである聴者とともに、マイノリティとして生活している実態がある。たとえば、①社会資源の少なさ ②守秘義務遂行の困難さ ③福祉サービスの貧弱さ、といった福祉サービス提供における特徴がある。

また、聴覚障害者がどのように理解されてきたのか、その障害者観、いわゆる聴覚障害者へのまなざしがどのように変化してきたのかを考察する。2001年には障害の社会モデル視点が含まれた「人間の生活機能と障害の分類－国際障害分類改訂版」（ICF）が出され、大きく変化してきているが、それ以前においても、聴覚障害者に関しては独自の障害者観の変遷を遂げてきている。Lane の論文（1984；1990）を基に、Wax がまとめた「ろう者へのまなざしの史的変遷」（Wax 1995：680）を引用し、紀元前の古代ギリシャ時代から現在までの聴覚障害者に対する障害者観の変遷を概観する。

次に、アメリカでの現在のろう文化に関する状況について、病理的視点から文化的視点へと推移していくこととなったろう文化へのまなざしを考察する。

更に、先行研究から、ろう文化の構成要素として、①独自の言語である手話 ②共通の生活習慣や行動様式 ③共通の文化的価値観 ④独自の芸術やユーモア ⑤共通の歴史観 の5つにまとめることができた。5つの構成要素の中から、特にろう文化共通の生活習慣や行動様式、ろう文化的価値観について、例を挙げて説明する。

聴文化とろう文化との間には、意味が違うことでズレが存在するがゆえに、齟齬が生じることがある。たとえば、ろう者と聴者の言葉の間にはさまざまなズレがあるという。（関西手話カレッジ 2009:64）日時に関しての例としては、「3月中に提出のこと」という場合、ろう者は「3月中ごろ」「3月中旬」の意味と解釈し、3月15日に提出する。聴者は3月中だと3月31日までに提出しようとする。また、「2時10分前に集合」という場合、聴者は1時50分に集合するが、ろう者は2時10分の前だから、2時7分に行けばよいと解釈するように、言葉の意味の捉え方に食い違いが生じることが多いという。このようにろう文化と聴文化の間にはかなりの相違点がみられるわけであるが、かりにろう文化の存在すら理解していない聴文化主流の職場においては、さまざまな問題点が生じてくるのは当然でもある。

日本におけるろう文化の状況については、「ろう文化とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」と説明されている。この文章は「耳が聞こえ

ないことは欠陥であり障害である」という従来の病理的視点から、日本手話を使用するろう者は、聴文化とは異なる独自のろう文化をもつという、社会的文化的視点に基づき、1995年に「ろう文化宣言」と銘打ち、わが国で紹介されたものである。(木村・市田 2000 : 8) この「ろう文化宣言」は、ろう者だけをろう文化で語ることは、聴覚障害者を分断することになるとの批判や、日本語対应手話を含まず日本手話だけに限定することに関して手話論争を引き起こし、またろう文化は日本文化の下位文化であるといった指摘などもあり、わが国ではどちらかというとなんと受け入れられたとは言い難い状況からのスタートであった。

しかし欧米では、特にアメリカやイギリスにおいては、ろう文化や言語的マイノリティとしての主張はわが国と違い、認知度は高い。その理由は、多文化社会であるだけでなく、障害そのものを研究対象とする障害学研究が盛んで、大学でのろう者学 (Deaf Studies) の専門コースもある。障害は個人の産物ではなく社会的に作られたものであるという社会モデルや、障害を文化的視点でとらえる文化モデルといった新たな視点で障害を論じられている。従来の医学 (欠損) モデルではなく、新たな文化モデルで語る研究基盤があることが、ろう文化やマイノリティの視点が受け入れられやすい理由の1つと考えられる。

第3章 相談援助専門職としてのソーシャルワーカー

本章では、相談援助専門職としてのソーシャルワーカーについて、特にわが国におけるソーシャルワーカーの現状と聴覚障害ソーシャルワーカーについて概説する。ソーシャルワーカーとは生活上の困りごとを抱える人たちに対し、専門的に相談援助をおこなう専門職であり、日本においては、社会福祉士、精神保健福祉士がソーシャルワーカーとしての国家資格であると位置付けられている。

障害者ソーシャルワークの登場は、児童、高齢者などの他領域に比べると遅い感があるが、聴覚障害者に限っては様相が異なる。聴覚障害者を対象とする相談員が初めて設置されたのは、上述したように1963年に北海道旭川市の「ろうあ者相談員」である。この後、「手話ができる福祉司を」をスローガンに、全国で設置運動がおこった経過があり (木下 2008 : 146)、聴覚障害者への相談支援は比較的早くからおこなわれている。聴覚障害者の生活が前述の他の障害種別とは違い、施設内生活ではなく地域生活が元から主流であったためである。

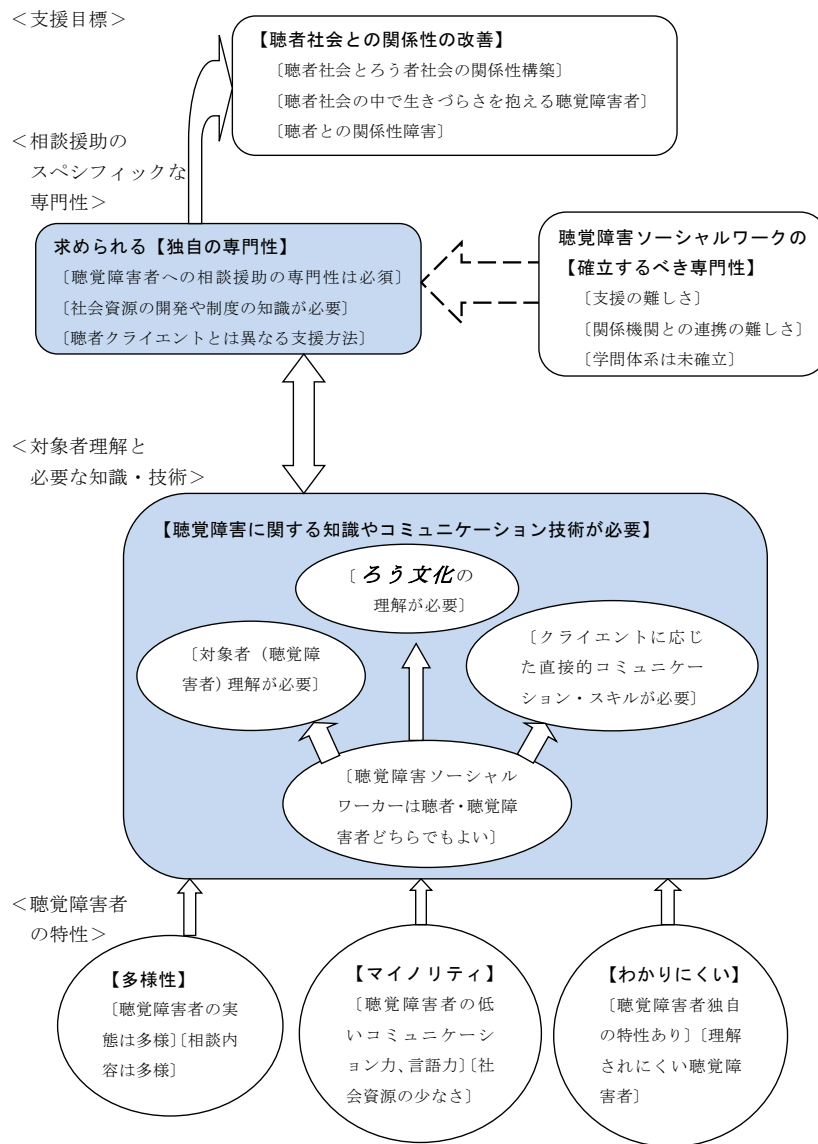
聴覚障害ソーシャルワーカーは、生活上の何らかの問題を抱える聴覚障害者へ相談援助をおこなう専門職者である。ただし、聴覚障害ソーシャルワーカーといっても聴覚障害当事者だけをいうのではなく、聴覚障害者に関する専門的知識や技術を修得している聴者のソーシャルワーカーも含まれる。

聴覚障害ソーシャルワーカーの専門性は、ジェネラルな技能をもつ「社会福祉士」レベルは当然必要であり、聴覚障害ソーシャルワーカーのスペシフィックな技能は、ジェネラルな技能を基盤とした上に位置するものと考えている。しかし、現状は、全国のろうあ者相談員の中で社会福祉士取得者は僅か7.8%であるという。(木下 2008 : 147)

第4章 聴覚障害ソーシャルワークの理論的枠組みの形成

本研究では、聴覚障害ソーシャルワーカーを研究対象とし、彼らの日々の相談援助実践の現状からその専門性を明らかにする。調査方法としては、彼らへのインタビュー調査を実施し、データを収集し分析するという質的調査の方法を採用し、2つの調査分析を実施している。

本章では、聴覚障害ソーシャルワークの理論的枠組みの形成のために、インタビュー面接は、聴覚障害者への相談援助の職務経験がある13人の研究協力者を対象におこなった（調査分析①）。倫理的配慮に注意し、逐語化したデータの分析は、M-G T A（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）によりおこなった。結果として、19の概念と7つのカテゴリーが生成され、図3「聴覚障害者の特性を考慮した聴覚障害ソーシャルワークの枠組み」を作成した。



【 】はカテゴリー、[]は概念を示す。

(図3) 聴覚障害者の特性を考慮した聴覚障害ソーシャルワークの枠組み

分析結果からストーリーラインは以下のとおりである。(カテゴリーは【 】, 概念は〔 〕)

聴覚障害者への相談援助実践においては、まずクライアントとしての聴覚障害者の特性を熟知し理解する必要がある。特性は、【多様性】かつ【マイノリティ】な存在であるゆえに【わかりにくい】聴覚障害者である。これらの特性を考慮したうえで、ソーシャルワーカーは、【聴覚障害に関する知識やコミュニケーション技術が必要】となる。具体的には、〔クライアントに応じた直接的コミュニケーション・スキルが必要〕であり、聴覚障害者特有の文化である〔ろう文化の理解が必要〕となる。加えて、〔聴者クライアントとは異なる支援方法〕が求められ、独自の〔社会資源の開発や制度の知識が必要〕となる。これらが求められる【独自の専門性】であるが、聴覚障害ソーシャルワークの〔学問体系は未確立〕であり、【確立すべき専門性】がある。支援目標は、個々のクライアントのニーズ解決であるが、それらは総じて【聴者社会との関係性の改善】である。

第5章 ソーシャルワーカーのコンピテンス

第6章で調査分析②として聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスの生成をおこなう前に、本章ではコンピテンスに関する3つの先行研究をレビューする。

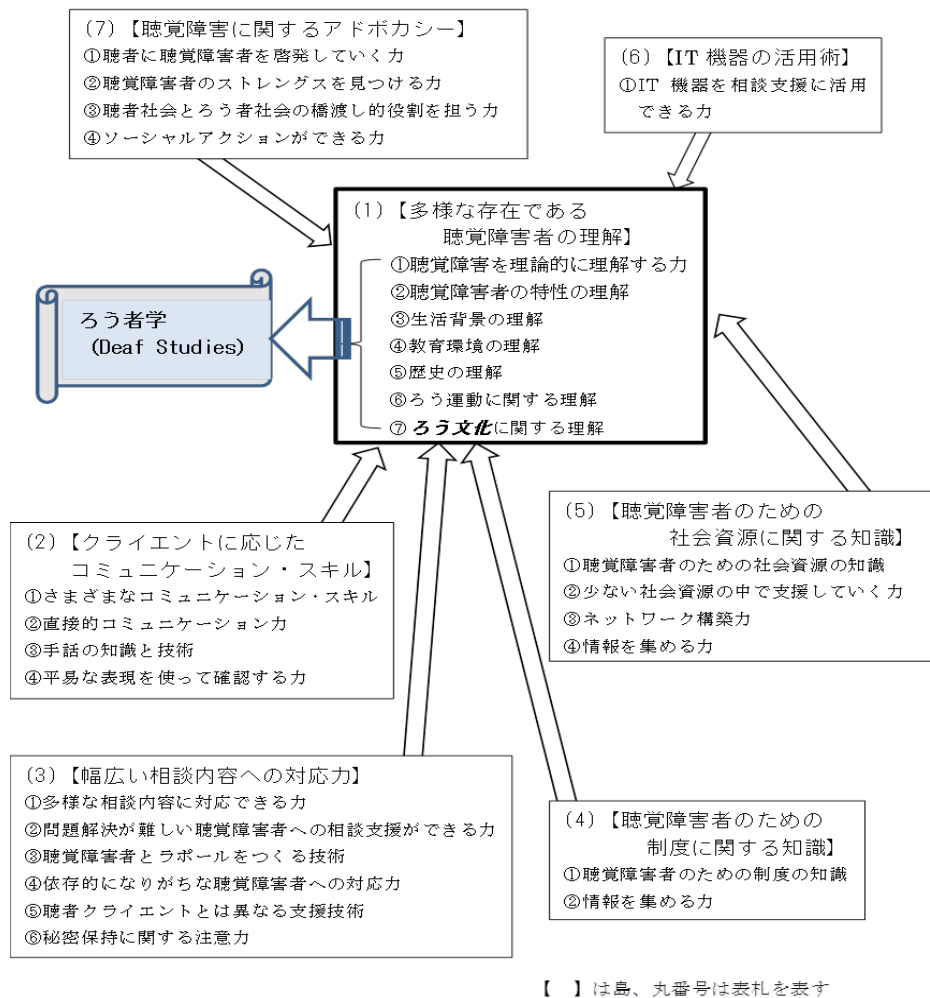
被支援者の文化を重視するという意味では、ろう文化という独自の文化をもつ聴覚障害者への相談支援において、この文化的コンピテンス(以下、カルチュラル・コンピテンス)は重要と思われる。その内容は、自分とは違った文化背景をもつ人への関わりにおいて求められる知識や技術である。ここでは、ソーシャルワーカーと異なる文化背景をもつクライアントに対する異文化間ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンス(NA SWと石河による2つのカルチュラル・コンピテンス)と、アメリカの聴覚障害ソーシャルワークの研究者であるSheridanらによるコンピテンス研究を紹介する。

次章では、聴覚障害者を対象に相談支援をおこなっているソーシャルワーカーを対象に質的調査を実施し、聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスの生成をおこない、その生成したコンピテンスと、本章で紹介した先行研究のコンピテンスとの比較を第7章でおこなう。

第6章 聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンス

調査分析②では、聴覚障害者への相談支援をおこなっている聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスを生成することを目的とする。調査方法は、聴覚障害ソーシャルワーカーにインタビュー面接を実施し、その調査内容をデータ化し、そしてKJ法により分析をおこない、具体的なコンピテンスを生成する。

調査分析①での研究協力者13人に加え、5人の研究協力者を得て、計18人を対象にインタビュー調査を実施した。KJ法による分析をおこなった結果、27の「表札」から7つの「島」が生成された。その結果から、「聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンス概念図」(図5)を作成した。



(図5) 聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンス概念図

第7章 調査結果の考察と今後の研究課題

本章では、調査分析②で生成した聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスと、第5章で提示した3つの先行研究(①NASWのカルチュラル・コンピテンス ②石河のカルチュラル・コンピテンス ③Sheridanらによる聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンス)との比較研究をおこない、本研究での調査結果の妥当性を検証する。そして、そこから見えてくる重要なポイントとして、クライアントのろう文化に関するソーシャルワーカーの自己覚知の重要性について考察する。また、就労支援におけるソーシャルワークのいくつかの言説から、ろう文化にポイントをおく「文化モデルアプローチ」を提示し、その可能性を考察する。

筆者の調査結果も含めた4研究に共通するコンピテンスは、【多様な存在である聴覚障害者(クライアント)の理解】【聴覚障害者(クライアント)のための社会資源に関する知識】【聴覚障害(クライアント)に関するアドボカシー】の3つであった。

更に、相違点は次の3点であった。

- (1) 聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスは、異文化間ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンスと類似する項目は多いが、必ずしも完全に一致する

ものではない。

(2) Sheridan らの聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスと比較すると、アメリカではろう者か難聴者かといった視点ではなく、聴覚障害者の中の多文化の視点や社会正義にまで言及している点が先駆的であった。聴覚障害者を取りまく社会環境の違いにより、ソーシャルワーカーのコンピテンスにも相違点がみられた。

(3) 3 つの先行研究にはクライアントの文化に対する自己覚知の必要性がコンピテンスに含まれている。しかし、筆者の調査では「ろう文化に関する理解」は生成されているが、自己覚知の必要性までには至っていない。

ろう文化に関する自己覚知が、調査分析②でコンピテンスとして生成されなかったことに関しては、就労支援者の言説を分析した結果、ろう文化の重要性を認識している相談支援者の発言があったように、相談援助の場面ではろう文化を重視したまなざしが現に存在していることが窺われた。筆者の研究では、聴覚障害ソーシャルワーカーがろう文化に対してどのように認識しているかについての調査はおこなっていないが、ろう文化の重要性を認識しているが、自己覚知するまでには至っていないのだろうと推測する。

最後に、ろう文化に視点をおいたアプローチに関する先行研究をもとに、ろう文化視点を重視した「文化モデルアプローチ」を提示し、その可能性を示す。本研究における質的研究により導き出した聴覚障害ソーシャルワークの枠組み、理論的枠組み、聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンス概念図の中で、聴覚障害者に固有な特性であるろう文化が抽出されている。このろう文化視点の重要性に着目し、「文化モデルアプローチ」をより体系化していく必要があることが確認できた。

研究の目的(1)については、調査分析①として、聴覚障害ソーシャルワーカーを対象にインタビュー調査を実施し、収集したデータを修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。その結果、19 の概念と7つのカテゴリーが生成され、聴覚障害ソーシャルワークの理論的枠組みを生成することが出来た。

聴覚障害者のクライアントは、多数派の聴者社会の中では少数派であり、その実態は多様であるためにわかりにくい存在である。それゆえに聴覚障害者ソーシャルワーカーには、聴覚障害者に関する知識やコミュニケーション技術といった独自の専門性が必要である。そしてクライアントへの支援目標は個々のニーズ解決であるが、それらは総じて、多数派の聴者社会と少数派のろう者社会との関係性において生じる、さまざまな生活上の諸問題の解決といった関係性の改善である、との援助実践における枠組みが形成された。

研究目的(2)については、聴覚障害ソーシャルワーカーのスペシフィックな技能を検証するために、調査分析②として、調査分析①と同じく聴覚障害ソーシャルワーカーを対象にインタビュー調査を実施し、ソーシャルワーカーとして必要な資質や知識・技術等のコンピテンスを、KJ法により生成した。

調査結果から生成された聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンスは、ソーシャルワーカーに必要である一般的なコンピテンスに加えて、7つの独自のコンピテンスが生成された。

- ① 多様な存在である聴覚障害者の理解
- ② クライアントに応じたコミュニケーション・スキル

- ③ 幅広い相談内容への対応力
- ④ 聴覚障害者のための制度に関する知識
- ⑤ 聴覚障害者のための社会資源に関する知識
- ⑥ IT機器の活用術
- ⑦ 聴覚障害に関するアドボカシー

研究の目的（3）については、就労支援の事例をもとにろう文化視点の重要性の確認をおこなった。具体的には、就労支援に関するフォーラムでの逐語録での報告書を文献調査し、クライアントのろう文化を認識したアプローチを用いれば、聴覚障害者と聴者社会との関係性の改善が有効におこなわれることが検証された。また、ろう文化を重視した先行研究からも、本研究の調査結果から見えてきたろう文化視点に基づく支援アプローチ、すなわち筆者が提唱する「文化モデルアプローチ」の有効性を確認した。

以上の3つの研究結果から、聴覚障害ソーシャルワークの独自の専門性が抽出された。

論文審査結果の要旨

それでは我が大学院の学位論文審査基準に沿って、評価を加えたい。

[学位論文（博士）審査基準]

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が認められるか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点があるか

(1) と (2) を一緒に検討したい。

今回の博士学位請求論文（以下、本論文）は、特に聴覚障害に焦点を絞り、「聴覚障害ソーシャルワーク」の確立を目指すべく、M-G T AやK J法を活用した帰納的なアプローチでもって理論的枠組みの構築を試みたものである。この作業は、ここまで述べてきたような日本の障害者領域のソーシャルワークに求められている今日的な課題に立ち向かおうとする試みとして位置付けられるものであって、その意味では本論文は時宜に適ったテーマ設定であり、大いに評価に値するものと言えるだろう。また、著者の長年にわたる地道な研究を集大成したものであり、力作であると言える。

著者も述べているように、先ほど日本も批准を済ませた障害者権利条約において、障害者の文化・言語的権利が謳われており、そうした視点は既にインクルーシブ教育に関する1994年のユネスコ・サラマンカ宣言にもみられたものではあるが、爾来20年たって、例えば鳥取県で手話言語条例が制定されるなど、日本においても自治体の施策面レベルでは具体的な動きがみられるようになってきている。

そもそも障害者権利条約の批准に向けてこれまで国内法を同条約と合致させるべく各種の整備が行われてきた結果、また社会福祉基礎構造改革、障害者自立支援法、そして障

害者総合支援法という流れを受けて、日本の障害者を取り巻く法制度はここ10年で大きく様変わりしたといえる。そしてソーシャルワークの実践というものは法制度の影響を強く受けることから免れない以上、それとの関連を全く無視した状況でソーシャルワークを論じることは実際的と言えない。上記のような聴覚障害者を含む障害者全般を取り巻く法制度、実践的な環境の大きな変動は、日本における障害者領域のソーシャルワークの枠組みに大きな影響を及ぼすことになるのは明らかであり、そのことを踏まえてこの領域におけるソーシャルワークの在り方を、理論的にも実践的にも見直す取り組みが急務になっていると言える。

そういう意味でも、本研究は時代の要請に応える研究であり、ソーシャルワーク実践の現場に多大な貢献をしていくものと言えよう。加えて、研究テーマの明確性やそれに基づいた論理の展開にも一定の評価を与えうる。

日本におけるソーシャルワークの実践は、まだまだ制度化や専門職性という視点からすると、未成熟な段階にあり、国家試験としての社会福祉士制度があるとはいえ、ソーシャルワーカーとしての社会的な認知が定着したとは言い難い。ましてや、職制や業務としても医師や弁護士のような業務独占ではなく、名称独占にとどまっているのが現状である。

この中途半端な実情が(3)の基準での審査にも影響を及ぼしており、研究協力者(インタビュー調査のサンプル)がソーシャルワーカーと呼べる人たちなのか、はたまたその自覚を有しているのかという、疑念も審査委員から提示された。これに対し、被審査者はインタビュー内容がソーシャルワークに特化した内容であること、さらに調査依頼の段階で、研究テーマ自体が説明されており、社会福祉士資格を有するか、相談経験年数の長い人か、もしくはその両方をサンプルとしたことで、クリアできたと回答した。

質的調査よりも量的調査もあったのではという声に対しては、全国のろうあ者相談員230名の中の専門性のバラつきゆえに、それは忌避された。さらに、M-G T Aの分析手法は、特定の領域の中範囲理論の生成に活用されており、人間の行動、他者との相互作用の変化を説明しうるツールであり、方法論として質的調査採用の理由が挙げられた。

いずれにせよ、実際の支援の現場で生成されている経験的知識・技術(=専門性)を抽出したという意味合いで、審査委員は、(3)についても可という評価を下した。

(4)については、クライアントとしての聴覚障害者に関する先行研究を丹念にレビューしており、ろう者へのまなごしの歴史の変遷から今日の「ろう文化」への到達など、聴覚障害と障害者観の変容を幅広くカバーし、その考察も的確である。

(5)に関しては、自らの調査・研究結果と先行业績との共通点および相違点について詳細かつ広範に論及されている。加えて、「文化モデルアプローチ」の提唱など、今後のさらなる研究の地平を見据えた独自の知見の開陳が見受けられる。

この論文に対する問題点の指摘も少なからずあった。例えば、「調査分析の結果について、概念・カテゴリー化にあたっては、『ろう文化』『ろう者』という言葉が頻出しているように、『聴覚障害者=ろう者』であり、『聞こえない文化=ろう文化』という等式が成立してしまっているような印象を受ける。分析部分の記述や概念・カテゴリーの説明部分においては配慮が求められる」というものである。また、「分析結果のレビューについて、M-G T Aのレビューとエキスパートレビューの詳細な説明が必要」という指摘もなされた。

いずれも、筆者の言葉足らずの側面があり、口頭試問で回答が得られた。

とはいえ、日本語表現や表記方法についても、同様の指摘があり、聴覚障害に関する専門用語の説明不足などは、今後の書籍としての出版に向けての改善点となろう。

いくつかの課題や新たな宿題を抱えた本論文ではあるが、聴覚障害者に対する幅広くかつ多様な相談援助に対応できるソーシャルワーカーの育成という、社会的必要性に十分に応える研究である。

外部から招へいした審査委員は、上記の審査基準とも一部重複するが、「オリジナリティによる貢献度」を揚げ、自己が所属する学問領域や専門的実践に対して何らかの形で貢献を果たしたかどうかを問う。その意味では、本研究はとりわけソーシャルワークの実践に対して「オリジナリティによる貢献」ができていると評価を下している。

「ろう文化」やそれに基づく「文化モデルアプローチ」は理論的にも、実証上でもまだまだ初期の段階にあると言えるが、障害者権利条約がわが国でも批准された今日、これからは、その条約のキー概念である障害者に対する「合理的な配慮」が社会の諸側面、各分野で求められることになる。その際、何が「合理的な配慮」かという問いが大きな、政治的・経済的・社会的問題となってくることは必至である。「ろう文化」への理解とそれを踏まえた「文化的モデルによるアプローチ」はその答えを導き出す灯台の役目を担うことが大いに期待される。このような「オリジナリティによる貢献」も当論文の特長として、評価できる。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。